

寄付金等取扱規程

公益社団法人誕生学協会

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人誕生学協会（以下「本法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 本法人が受領する寄付金の種類は、次のとおりとする。

- ① 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
 - ② 特別寄付金 寄付者が寄付の申込みにあたり、あらかじめ用途を特定した寄付金
 - ③ 特定寄付金 本法人の会員または本法人の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄付金
- 2 本規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
 - 3 本法人は、常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の受入)

第3条 寄付金の管理運用については、理事会の決議により、代表理事が行うものとする。

- 2 前項に関わらず、寄付金が次のいずれかに該当するときは、当該寄付を受け入れることができないものとする。
 - ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
 - ② 寄付金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
 - ③ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(寄付金の用途)

第4条 一般寄付金は、その管理運用にかかる費用（以下、「管理費」という。）を除く全額を、定款第4条に定める事業のうち、公益目的の事業に使用する。

- 2 特別寄付金は、寄付者の特定した用途に使用し、その管理費を除く全額を、定款第4条に定める事業のうち、公益目的の事業に使用する。ただし、管理費は、寄付金総額の50%を超えないものとする。
- 3 特定寄付金は、寄付金募集にあたって特定した用途に使用し、管理費を除く全額を、定款第4条に定める事業のうち、公益目的の事業に使用する。ただし管理費は、募集総額の30%以下とする。
- 4 第2項については、寄付者に本規程を示し、了解を得るものとする。

(特定寄付金の募集)

第5条 特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

3 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者に対しては、事後に交付することができる。

(特定寄付金に係る結果の報告)

第6条 特定寄付金の募集期間終了後、速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(受領書等の送付)

第7条 寄付金を受領したときは、受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本法人の公益目的事業に関連する寄付である旨、寄付金額およびその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第8条 本法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所に備え置き閲覧、または、ホームページ上の公開措置等を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄付者に関する個人情報については、別に定めるプライバシーポリシーに基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(施行規程)

第10条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

本規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

付 則

本規程は、平成26年2月20日から施行する。